

Ⅱ 知的障害者福祉法関係（平成15年4月1日施行分）

法 律	施 行 令	施 行 規 則
目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 削除 第3章 実施機関及び更生援 護 第1節 実施機関等（第9条—第15条の4） 第2節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費 第1款 支援費の支給（第15条の5—第15条の16） 第2款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（第15条の17—第15条の31） 第3節 居宅介護、施設入所等の措置（第15条の32—第17条の2） 第4章 事業及び施設（第18条—第21条の9） 第5章 費用（第22条—第27条の2） 第6章 雑則（第27条の3—第32条） 附則 （国、地方公共団体及び国民の責務） 第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が具現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生		

援護」という。)の実施に努めなければならない。

2 (略)

(関係職員の協力義務)

第3条 この法律及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

(定義)

第4条 この法律において、「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

2 この法律において、「知的障害者居宅介護」とは、18歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚

(法第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。

(法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第2条 法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第3条 法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作

生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった18歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

5 この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

6 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

7 この法律において、「知的障害者居宅介護等事業」とは、知的障害者居宅介護に係る第15条の5第1項の居宅生活支

的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。
(法第4条第4項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第4条 法第4条第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設（法第5条第4項に規定する特定知的障害者授産施設をいう。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（同法第5条第5項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。）その他法第4条第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者につき、知的障害者居宅介護を提供する事業をいう。

8 この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、知的障害者デイサービスに係る第15条の5第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者（その者を現に介護する者を含む。）につき、第3項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、知的障害者デイサービスを提供する事業をいう。

9 この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、知的障害者短期入所に係る第15条の5第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者につき、知的障害者短期入所を提供する事業をいう。

10 この法律において、「知的障害者地域生活援助事業」とは、知的障害者地域生活援助に係る第15条の5第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者につき、知的障害者地域生活援助を提供する事業をいう。

11 この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関

（法第4条第11項に規定する厚生労働省令で定める援助）

第5条 法第4条第11項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主

する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第11条第2項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第5条 （略）

2 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通所療養支援並びに心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援をいう。

3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。

4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

（特定知的障害者授産施設）

第1条 知的障害者福祉法（以下「法」という。）第5条第4項に規定する政令で定める知的障害者授産施設は、知的障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が20人未満であるものを除く。）とする。

（判定書の交付）

第2条 知的障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する知

として居宅において日常生活を営む知的障害者（以下この条において「知的障害者」という。）又は知的障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、知的障害者又は介護者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の介護を受ける知的障害者又は介護者に必要な援助とする。

的障害者更生相談所をいう。
以下この条において同じ。)
の長は、当該知的障害者更生
相談所が法第11条第1項第2号
ハに規定する業務を行つた場
合において、当該知的障害者
若しくはその保護者、市町村
の設置する福祉事務所（社会
福祉法（昭和26年法律第45号
）に定める福祉に関する事務
所をいう。以下この条におい
て同じ。）の長又は町村長（
福祉事務所を設置する町村の
長を除く。）から求めがあつ
たときその他必要があると認
めたときは、知的障害者の福
祉を図るために必要な事項を
記載した判定書を交付しなけ
ればならない。

（居宅支給決定知的障害者の居
住地の変更の届出等）

第3条 居宅受給者証（法第15
条の6第5項に規定する居宅受
給者証をいう。以下同じ。）
の交付を受けた居宅支給決定
知的障害者（同項に規定する
居宅支給決定知的障害者をい
う。第3項及び次条において
同じ。）は、居宅支給決定期
間（法第15条の5第1項に規定
する居宅支給決定期間をいう
。第3項及び次条において同
じ。）内において、氏名を変
更したとき、又は同一の市町
村の区域内において居住地を
移したときは、14日以内に、
居宅受給者証を添えて、市町
村にその旨を届け出なければ
ならない。

2 前項の規定による届出があ
つたときは、その市町村は、
その居宅受給者証にその旨を
記載するとともに、その者に
返還しなければならない。

3 居宅受給者証の交付を受け

た居宅支給決定知的障害者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

- 5 この法律において、「知的障害者通勤寮支援」とは、知的障害者通勤寮に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

第3章 実施機関及び更生援護

第1節 実施機関等

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときは入所前におけるその者の所在地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うも

のとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

4 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第2項及び第3項において「専門的相談指導」という。）であつて18歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 市町村長は、18歳以上の知的障害者につき第3項第3号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（市町村の福祉事務所）

第10条 市町村の設置する福祉

事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第3項各号に掲げる業務又は同条第4項及び第5項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、18歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、18歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たって、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門

的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

- 2 都道府県は、前項第2号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第12条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）並びに前条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。

- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第13条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

- 2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。

- 3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第11条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、第11条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第9条第3項第3号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 市の知的障害者福祉司は、第10条第2項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

第14条 （略）

（知的障害者相談員）

第15条の2 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2・3 (略)

(支援体制の整備等)

第15条の3 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(利用の調整等)

第15条の4 市町村は、18歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第2節 居宅生活支援

費及び施設訓
練等支援費

第1款 支援費の支
給

(居宅生活支援費の支給)

第15条の5 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知的障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（知的障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用（第3項及び次条において「特定日常生活費」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。

(特定費用等)

第6条 法第15条の5第1項に規定する知的障害者デイサービスに係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 入浴に係る光熱水費
- 二 食材料費
- 三 創作的活動に係る材料費
- 四 その他知的障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 法第15条の5第1項に規定する知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食材料費
- 二 日用品費
- 三 その他知的障害者短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 法第15条の5第1項に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 家賃
- 二 光熱水費
- 三 食材料費

2 知的障害者地域生活援助以外の知的障害者居宅支援に係る居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 18歳以上の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の額は、知的障害者地域生活援助に係る指定居宅支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める

四 日用品費

五 その他知的障害者地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの